

地方自治法に基づく監査制度について －地方自治論、行政学、公共政策学の視点から－

土屋 耕平*

はじめに

I. 監査委員制度の概観

II. 監査基準、3E検査、協議監査

III. 議選監査委員をめぐる

おわりに－今後の自治体監査制度の方向性

はじめに

地方自治法に基づく監査制度については、地方自治論や行政学でも一定の蓄積があるので、先行研究を整理しながら、本稿では、地方自治論、行政学、公共政策学の視点から、自治体の監査制度を分析していきたい。まず、沿革を振り返り、監査委員制度を概観する。2017年地方自治法改正で導入された監査基準について、その役割や3E検査のそれぞれの基準の位置づけなどを議論するとともに、会計検査院と内閣との関係性について自治体監査制度にとっての含意を考察する。議選監査委員も、2017年地方自治法改正の対象であり、選任しないという選択肢が自治体に付与された。本稿では、議選監査委員を積極的に評価する立場の議論を整理して、その意義を明らかにしていきたい¹。

I. 監査委員制度の概観

(1) 監査委員制度の沿革

監査委員制度が創設された当時の政府委員の説明での表現に従えば、監査委員は、「自治体の自治的監査」の機関（今村・辻山編 2004：971）である。他の委員会制度とは異なって、自治的監査機関として強化拡充が図られてきた（今村・辻山編 2004：972）。内務省の発案により1946年の第1次地方制度改正で創設され、翌年の地方自治法制定を含めると、2017年の法改正まで14回の法改正が行われている。地方自治法において監査委員制度が重視されてきたことの表れとも評価できるのではないだろうか。

教育委員会などの行政委員会制度は、アメリカの制度を参考に導入されたものである。対して、監査委員制度は、「わが国の経験から生まれたものである点に、特色がある」（今村・辻山編 2004：971）ともいわれてきた。「議会の

* 中央学院大学法学部教授・社会システム研究所長

1) 本稿は、2025年6月に実施された、令和7年度千葉県市監査委員協議会第1ブロック 第1回研修会（オンライン研修）において、研修講師を担当した筆者の資料を基に執筆したものである。

権威に基づく素人監査の妙味と考査役の専門的監査の長所を併有するものとして」(今村・辻山編 2004：971) 創設された。当時の法律案の提案理由では、監査が多くの場合行政の批判や非違の剔抉となるから、議員のように把握されない独立の地位にある者を同時に伴ってなければ、目的に適合する徹底した監査を行ないおそれがあるからであるとされていた。議員が監査委員とされたのは、地方議会の権威を利用したという面とともに、公認会計士は1948年、公認会計士法により創設されており、民間に監査のできる専門家が少なかったということもあるのだろう。

(2) 執行機関としての監査委員

監査委員は執行機関である。自治体の執行機関とは、「監査委員などのように、それぞれ独自の執行権限をもち、その担当する事務の管理及び執行に当たって自ら決定し、表示しうるところの機関を指す」(松本 2017：500)。地方自治法では、「地方公共団体の行政的事務を管理執行する機関であって、自ら地方公共団体の意思を決定し外部に表示する権限も有するものの意味」(宇賀 2025：330) である。監査委員が執行機関に位置づけられたのは、1947年の地方自治法制定時である。

自治体においては執行機関が複数設けられる。それは執行機関多元主義といわれている。「戦後の地方自治制度における執行機関の組織についての特色は、都道府県の知事が公選制とされ、首長が直接公選制とされていることのほか、執行機関が一の機関に集中されることなく、行政機能の種類及び性質に応じて、多くの独立の執行機関が設けられ」(松本 2017：499) て

いることである。ここでは、執行機関多元主義は、直接公選に続くような重要な特徴と理解されていることがわかる。

執行機関の多くは、合議制の委員会としての構成がとられている。これは、「権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期するとともに、複数の委員による機関により行政の民主化を確保しようとするものである(執行機関の多元主義)」(松本 2017：499) とされている。

執行機関多元主義が採用された理由についてもう少し触れておこう。これは、一般的には、教育や選挙管理、人事行政など、政治的中立性の確保が求められる領域に対して、首長が過度に介入したり干渉したりするのを防ぐという点が挙げられている。「首長には条例案・予算案等の提出権や人事権、組織編成権等、広範な権限が与えられている。このような強大な首長が、恣意的・党派的な教育行政や選挙干渉を行う危険は皆無とはいえない。そこでこうした政策領域を担当する行政委員会を首長と並ぶ執行機関として設置することで、首長の権力に対する牽制効果と当該政策領域における政治的中立性の確保を図ることが期待されている」(磯崎・金井・伊藤 2025：77)。ここで指摘しておきたいこととしては、監査委員は行政委員会ではないが、同様のことは監査委員にも期待されているといつてよいのではないだろうか。

監査委員の定数はどの自治体であっても複数である。都道府県および人口 25 万人以上の市では、監査委員の定数は 4 人であり、条例でその定数を増加することができる。25 万人未満の市・町村では、定数は 2 人であり、同様に、条例でその定数を増加することができる。しかし、選挙管理委員会などのように合議制の執行

機関ではない。「独任制の執行機関である」(松本 2017：685)。他方で、複数でありながら単独で活動することに注目して「複合型機関」といわれることもある(今村・辻山編 2004：973)。

(3) 監査委員の合議

監査委員は独任制とはいうものの、監査委員のすべての権限を、それぞれが単独で行うわけではない。監査委員の間での合議が必要なものがある。「合議による」とは、「監査委員全員の協議によりその意見を一致させることである」(松本 2017：715) といわれる。監査を慎重に実施し、監査の社会的信頼を確保するため、「監査結果の報告の決定または意見の決定については、監査委員の合議によるものとされている」(地方自治法 199 条第 12 項) (松本 2017：715) 「合議によるものとする」とされている監査については、同一事項について各委員が異なった判断をした場合であっても、合議が成立するよう最大限努力すべきであるが、合議が調わない場合は、監査結果の報告等は決定し得ないこととなるともいわれている。「監査結果の報告及び意見の提出は、合議のうえ全員の連名で行うべき」(松本 2017：715) との指摘もある。

合議によって結論を出さなければならない事項とは考えられないと整理されるのは、現金出納検査、指定金融機関等における公金の収納等の監査であり、理由としてはいずれも技術的客観的になされる検査や監査であるためという(松本 2017：716)。

見てきたとおり、監査結果の報告の決定または意見の決定については、監査委員の合議によ

るものとされており、監査委員の合議が調わない場合は、監査結果の決定ができないことになる。この点に関して、第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申(平成 28 年 3 月 16 日)」では、「監査の透明性を高める観点から、合議に至らない場合でも、監査の内容や監査委員の意見が分かるようにする必要がある」としていた。

これを受けて、2017 年の地方自治法改正により監査委員の合議が調わない場合の措置(199 条 13 項) が創設された。定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、議会からの請求による監査、長からの要求監査に関しては、監査結果の報告の決定について、合議により決定できない事項がある場合には、その旨および当該事項についての各監査委員の意見を議会、長、関係執行機関に提出し、かつ公表しなければならないとされている。これは、監査の透明性を高めるとともに、監査委員全員の意見が明らかにされ、自治体が様々な意見を踏まえて対応できる契約になるなど、監査制度の充実を図る趣意とされる(松本 2017：716)。また、これは合議の特例といわれる。

合議の特例の対象外となっているのは、後続の手續が存在する住民監査請求や決算監査、統一した見解が求められる勧告などである。合議の特例から除かれる理由として挙げられているのは、監査の内容等における意見の相違などが表面化することによって、監査への影響が懸念されるためであるという(松本 2017：716)。

II. 監査基準、3 E 検査、協議監査

(1) 監査基準

2017年の地方自治法改正によって、各自治体は監査基準を策定するとともに、監査基準に従って監査しなければならないこととなった。先だって、地制調の答申では次のような指摘がなされていた。「現行の監査制度においては、監査の目的や方法論等の共通認識が確立されておらず、監査基準に関する規定が法令上ないことから、それぞれ独自の監査基準によって、あるいは監査委員の裁量によって監査を行っていることにより、判断基準や職務上の義務の範囲が不明確となっている」。「このため、監査を受ける者にとっては、監査結果についてどのように受け止めるべきかが明確ではなく、監査の成果を十分に生かせておらず、住民から見ても分かりにくい状態になっている」（第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成28年3月16日）」）。

監査基準とは、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。監査委員が監査基準に従って監査をしない場合、地方自治法198条の3の義務違反になるといわれている（松本2017：698）。その場合、長による議会の同意を経た罷免（197条の2）、議会による監査委員の監査の検査や調査（98条、100条など）、住民による解職直接請求（86条）などの対応が考えられるとの指摘がある。（松本2017：698-699）

また、監査基準は、監査委員が定めることと

なっており、監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする定めがある。監査基準を監査委員が自ら策定するのは、「被監査主体である長や議会が策定するのでは、監査の適切かつ有効な実施が確保されないおそれがあるから」（松本2017：699-700）である。監査基準に関する規定の施行は2020年4月であり、それぞれの自治体で監査基準が既に策定され施行されている。

総務大臣は、自治体に対し、監査基準の策定または変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うとする。「総務大臣が示す指針」では、監査を行うに当たって必要な基本原則が定められている²。この指針は、「各地方公共団体が定める監査基準に統一性をもたせるためのものであり、監査基準の策定又は変更は当該指針を踏まえて行うべきものである」（松本2017：700）との解釈がある。

（2）3E検査と監査基準について

①3Eとは

監査や検査、評価を行うときに用いられる基準の中でも、いわゆる3Eと呼ばれるのが、経済性（Economy）、効率性（能率性）（Efficiency）、有効性（Effectiveness）である。経済性とは同じ成果を上げるのにもっと安い経費ですむ方法があるどうかを、効率性とは同じ経費でもっと大きな成果をあげる方法があるかどうかを、そして有効性とは当該の施策の実施によって所期の目的がどの程度達成されている

かを、それぞれ評価するための基準といわれる³（寄本1995：120-121）。

有効性は、政策目標を達成したか、意図した効果が発現したかを問う基準とされ、有効性の観点からは、予算など大量の資源を投入しても目標が達せられれば有効だとみなされる。また、アウトカムに関する基準ともいわれる。予算、人員などの資源の投入は、インプットといわれる。インプットを用いて政府が活動した結果生じる産出物がアウトプットである。例えば、職業訓練であれば、講座の実施時間数や講座の修了者数などとなる。さらに、アウトプットが生み出された結果、政策・施策の対象や社会に生じた変化がアウトカムとされる。例えば、職業訓練であれば、受講者の職業技能の向上、受講者の就職や定着、失業率の低下などとなる。

効率性は、投入（input）と産出（output）の比で示される基準であり、少ないインプットで多くのアウトプットを生み出すほど効率的とされる。単純化すれば、職業訓練において、同じ経費で、より多くの講座を開いたり、より多くの修了者数を出せたりすれば、効率性が高いとみなされる。経済性は、効率性と同様、投入（input）と産出（output）の比で示される基準であり、インプットをどれだけ安上がりにしたかを問う基準となる。単純化すれば、職業訓練において、同じ修了者数や講座の実施時間数を確保しつつ、経費がより安ければ、経済性が高いとみなされる。

インプットやアウトプット、アウトカムの概念は、プログラム理論の中で用いられている概

念である。より広く捉えれば政策評価の概念である。プログラム理論の中では、プログラム活動によってもたらされる社会状況変化の性質に関連したインパクト理論と、プログラムの組織計画とサービス利用計画を示すプロセス理論を区別することができる（ロッシ・リプセイ・フリーマン2005：63）。インパクト理論は因果関係の理論とされ、この理論では、あるプログラム活動が引き金となる原因で、その結果としてある社会的利益が生じるような因果関係の系列が記述される（ロッシ・リプセイ・フリーマン2005：133）。プログラムの論理モデル（ロジック・モデル）では、前述の職業訓練のように、当該プログラムのインプット、活動、アウトプット、アウトカムが整理されて明示化される⁴（ロッシ・リプセイ・フリーマン2005：90,138）。

②監査基準（案）や会計検査院における3Eの扱い

国が示す監査基準（案）では、3Eの中でも、経済性と効率性が重視されているように思われる。監査委員が行う監査として、財務監査がある。財務監査は定期監査と随時監査から構成される。監査基準（案）では、財務監査について、「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること」としている。また、行政監査については、「事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の

2) 「監査基準について総務大臣が示す指針の策定について（通知）（平成31年（2019年）3月29日 総行行第110号）」によって、監査を行うに当たって必要な基本原則を規定した「監査基準（案）」が示された。また、「監査基準（案）」に規定する項目のうち、特に留意を要する事項にかかわる実務のあり方について、詳細な説明、具体例、望ましい実務などを記載した「実施要領」が併せて示された。渡邊（2022：31）を参照。

3) 3Eについては、秋吉・伊藤・北山編（2020：109-110,236）、藤井（2019）も参照。

4) ロジック・モデルについては、秋吉・伊藤・北山編（2020：230-231）も参照。

効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること」とされている。

財務監査も行政監査もどちらも、最少の経費で最大の効果を挙げるのが求められており、プログラムインパクト理論に基づけば、インプットとアウトプットの比に着目しているようにも読める。少ないインプットで多くのアウトプットを生み出すほど効率的とされる効率性、インプットをどれだけ安上がりにしたかを問う基準となる経済性が重視されているといえよう。また、組織および運営の合理化に努めているかという点は、経済性が問題にされていると考え

られる。要は、同じ程度に事務処理ができるのであれば、できる限り自治体の組織をスリム化し、少ない人員で実施するよう努めなさい、そのように読むこともできると思われる。

続いて東京都の監査基準を確認する。都の監査基準では、監査等の観点（第12条）として次のように規定する。「監査等は、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から実施するものとする」。ここでは、経済性と効率性のみならず、有効性が明記されているのが特徴である。東京都と比べれば、総務省の方で取りまとめた監査基準（案）は、有効性の観点の監査をあまり重視していないように見える内

線の厳しさが増すわが国では、今後はさらに3E検査の重要性が増す」（重松・山浦2015：14）とされる。会計検査院法20条3項と同様の規定は、地方自治法の監査委員制度に関する規定では見られないし、また国の監査基準（案）にも必ずしも明記されていない。なお、正確性は、決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかなどの観点である。自治体の監査でも、例月出納検査や決算審査などで行われていることである。

③小括

ここまで、経済性、効率性、有効性がそれぞれ、監査や検査の観点としてどのような位置づけになっているのか、国の監査基準（案）、都の監査基準、会計検査院法の規定を比較して分析してきた。現行の地方自治法の規定も踏まえると、行政監査をはじめとして、有効性の観点からどこまで監査するかは、監査委員にかなりの裁量があるといえるのではないかと。各自治体の監査基準で、有効性の観点による監査をどの程度まで明記しているかなどに左右されると思われる。監査委員に一定の裁量があるように思われるため、有効性を含めた3Eの観点によって監査をすべきという規範論が主張されることも多いのではないだろうか。

(3) 会計検査院と内閣－自治体監査制度への含意

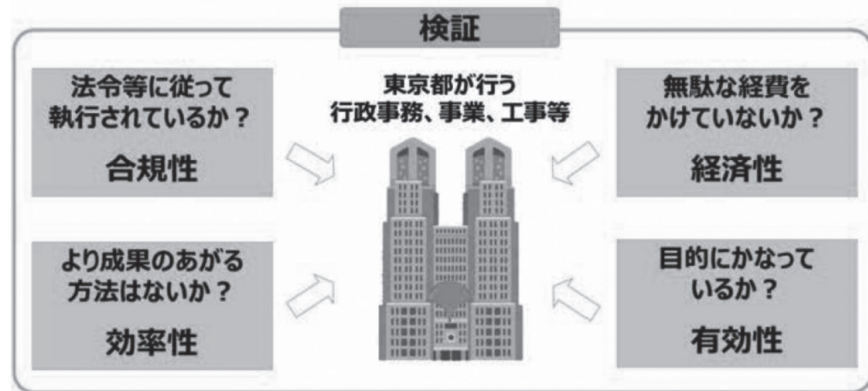
会計検査院は前述のとおり、3E検査を重視しており、有効性の観点からの検査も実施されている。しかし、他方で次のようなこともいわれてきた。「会計検査院が検討した後、結局は不問に付されて、会計検査報告に掲げされない

ものがあることである。これを会計検査院内の隠語で「ポケットに入れる」というようである。いくつかの理由があるが、結局は、省庁との調整の過程でうやむやにされてしまうということである。（真淵2020：397）。また、政治的デリケートな施策については、会計検査院は「ポケットに入れる」以前に、検査の対象外にすることもあるとされる。巨額なものは、伝統的に調査しない場合もある。予算の使い方「高度の政治判断」によるものとして、検査院では扱わないことになっているという会計検査院内部の声がある（真淵2020：397）。政権与党に対する遠慮もあるといわれることもあった。

「公共事業のなかには、ダムや大型干拓事業にみるように、事業目的そのものが疑問視されているものは少なくない。だが、会計検査院はこのような事業について所見を明らかにしていない。内閣の設定した事業の優先順位や事業計画の有効性については、検査対象としないことが、一種の「不文律」とされている。この点では、会計検査院の内閣からの独立性をいかに捉えるかは、政治において議論されるべき課題であるといえよう」（新藤2001：143）。

国の方でいわれているような会計検査院と内閣との距離感のようなことは、自治体の監査制度の方では全く無関係ともいえないのではないだろうか。住民監査請求や住民訴訟では可視化されるけれども、監査と政治とが交錯する領域がどの程度あるのか、あるいは深刻なのか、自治体の政治・行政の外部にいる者には把握しづらい面もある。しかし、有効性の観点を含めて監査を充実させていくという方向性の先に、政治判断や政策判断が求められる領域と監査の対象が重なってくるということは、おそらくあり

監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、合規性、経済性、効率性、有効性の4つの観点などから検証・評価を行っています。



「東京都の監査のあらまし 令和5年度実施結果」から抜粋

容といえるだろう⁵。

では、会計検査院はどうであろうか。会計検査院法20条3項では、「会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その

他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする」と定める。この規定は1997年の会計検査院法改正で新たに追加されたものだが、「財政状況が悪化し、税金の使途に対する国民の視

5) ただし、前述の「実施要領」では、有効性を念頭において、財務監査と行政監査で、効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）に行われているかについて監査することが求められるとの記述はある。

えることであろう。

自治体において監査を充実させていこうとするとき、それは、監査制度の担い手である監査委員と事務局だけの努力で決まってくるのではないように思われる。地方自治の制度論からいえば、長と議会からなる二元代表制を中心に政治が行われている。場合によっては、監査をする側だけが努力しても、政治の方が受け入れなければ、実効性のある監査にはならないこともありうるだろう。有効性の観点から監査を実施したり、監査の実効性を高めたりしていくためには、監査委員制度の担い手と二元的代表制の担い手との間で、対話が予め必要ではないだろうか。

もっとも、行政学の分析では、監査委員監査の運用面での特徴の一つは、協議監査ともいわれてきた（磯崎・金井・伊藤 2025：239）。協議監査とは、監査側と所管部課側との協議・合意によって監査が行われることである。監査の過程は、自治体内部の通常の部課間の合議と基本的に変わらないと見られてきた。協議監査の監査側のメリットは、監査対象となる所管部課側の同意を取り付けることで、監査意見の妥当性や確定性（実効性）を確保できることである⁶。仮に、有効性の観点からの監査など、政治の側

に際どく踏み込むような監査を進めていく方向性があるのであれば、従前よりも、より一層ハイレベルな協議が求められてくる可能性があるが、これまでの実務における積み重ねの延長線の中に、より実効性の高い監査のあり方というものがあるのかもしれない。

Ⅲ．議選監査委員をめぐる

(1) 議選監査委員選任の義務付け緩和

監査委員は、自治体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、自治体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下「識見を有する者」⁷という。）及び議員のうちから、これを選任する。議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県および人口 25 万人以上の市では、2 人または 1 人とされ、25 万人未満の市・町村では、1 人である。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。但し書きの部分は、2017 年地方自治法改正で制度化されたものである。大阪府や大津市では、議選監査委員を選任しないこととしている。

逐条解説での議選監査委員に関する説明は次のとおりである（松本 2017：690）。「監査委

員の中に議員のうちから選任される委員（議選監査委員）がいることについては、かねてから異論がある。議会も、監査委員も、地方公共団体の執行機関をチェックする役割を担っていることについては共通しており重複している面があるので、議会は議会としてのチェック機能を発揮することとし、監査委員は、より独立性や専門性を発揮する監査を実施することとし、議選監査委員は廃止することとする考え方も有力である⁸。一方で、監査委員の中に議員から選任する者がいることにより、監査の実効性が高まる場合もあるという意見があることも併せて紹介されている。

議選監査委員は条例で議員のうちから監査委員を選任しないこともできるし、従来通り選ぶことも可能になっている。監査委員制度の沿革で言及したとおり、監査委員は自治的な監査機関ともいわれてきた。そのような観点からすると、各自治体で判断できる仕組みにしたというのは、妥当であると考えられる。

(2) 議選監査委員の意義－政策判断能力と住民代表という立場

引き続き、議選監査委員を置いて、その力を活かしながら監査を充実させていく方向もある。そのような考え方に立脚した場合、いかなる議論があるのだろうか。

守秘義務の「秘密」に該当せず、情報公開条例の非開示情報に該当しないものであっても、監査により知り得た情報を議選監査委員が積極的に取り上げて議会で報告するとすると、監査

を受ける側が、監査に必要な情報を提供しなくなるという懸念が払拭できないとの指摘がある（林 2023：107-108）。そこで、兵庫県西脇市では、議選監査委員が議員として一般質問する場合は、事前に監査委員事務局と相談し、問題ないことを確認することを義務づけているという。「議会での議論と議選監査委員による監査とはそもそも相関関係にあるともいえるし、議会力の向上は監査委員の監査力の向上にも繋がるはずである」（林 2023：108）と評価されている。議選監査委員の守秘義務に関しては、監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とすると定められている（198 条の 3 第 2 項）。秘密とは、一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいうとされている（松本 2017：670）。『「秘密』とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうとされる。

議選監査委員は、議会の審議を常に行っているから、理念的に言えば政策判断をするという専門性を持っているのではないかという議論がある⁹。政策判断という専門性を、監査委員に求められる専門性としてどう評価するのかという問題提起である。議選監査委員以外であれば、識見委員として、公認会計士、税理士、弁護士、自治体職員 OB というメンバーが多い。こういった人たちが有する専門性は、自治体の監査として十分であるのかという論点があるという。

6) 「3 E 検査は、政治的に設定された政策目的・効果を所与の前提にすれば、目的達成にかかわる有効性、費用対効果にかかわる能率性・経済性に言及できる」（金井 2020：262）という指摘もある。これは、会計検査院と同様に、監査と政治が棲み分けるような場合の自治体監査のあり方であろう。

7) 識見委員ともいわれ、監査委員の職務権限に対応する資格要件であり、自治体の財務管理、事業の経営管理に加え、その他の一般行政事務についても専門、高度の学識や経験を有する者を意味する（松本 2017：690）。財務管理は、地方自治法 9 章に規定される、予算事務、会計事務、契約事務、財産管理事務など財務管理にかかわる職務をいうとされる。識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が 2 人以上である自治体では、少なくともその数から 1 を減じた人数以上は、当該自治体の常勤職員および短時間勤務職員でなかつた者でなければならないとされている。当該自治体の前職員の就任制限により選任は 1 名のみとなっている。

8) 「議員 NAVI」（第一法規）を参照。「内部統制・監査制度等の改革と住民自治」をテーマに行われた自治体学会議員研究ネットワーク 2018 研究フォーラムでの廣瀬克哉の発言。

さらに、監査に、住民の視点をどう反映させるかという議論もある。公認会計士なども理念的な視点は持てるが、そこでは職務経験に基づく専門性の発揮が期待されている。それに対して議会の議員になっている人が監査委員に就くということは、もうひとつの期待される理念的役割として、住民代表による監査ということがあるという。実態として、住民代表であるということなどをどのように現実化するかは、そう簡単なことではないとする一方で、住民が選挙で選んだ議員の中から、常に監査委員の一定割合として議選監査委員が参加することを通しての住民の関与のもとでの監査。この点もひとつの重要な論点になると指摘されている⁹⁾。

会計検査の新たな視点として、冗長性が取り上げられることがある(北山 2023: 10)。行政が実現すべき価値が 3 E だけではないことを考えると、自治体の監査に求められる価値基準を議論することも議選監査委員には期待されているのではないかな。

参考文献

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉(2020)『公共政策学の基礎 第3版』有斐閣
- 東信男(2015)「政策評価と会計検査－政策評価が有効性の検査に与えた影響－」『会計検査研究』第51号
- 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次(2025)『ホーンブック地方自治 新2版』北樹出版
- 今村都南雄・辻山幸宣編(2004)『(地方自治総合研究所監修) 逐条研究地方自治法 Ⅲ』敬文堂
- 宇賀克也(2025)『地方自治法概説 第11版』有斐閣
- 宇賀克也編(2017)『2017年地方自治法改正 実務への影響と対応のポイント』第一法規

おわりに－今後の自治体監査制度の方向性

1つの方向性として、地方自治法や監査基準で明確に求められている、正確性・合規性・経済性・効率性などの観点からの監査に、できる限り専念する方向性が考えられる。法令で義務付けられている、あるいは監査基準で明確に盛り込まれてる部分について、确实、着実に監査を実施していくということである。2つめの方向性としては、1つ目を主体としつつも、代表監査委員が選任できる監査専門委員や会計年度ごとという実施頻度が緩和された包括外部監査などを活用する方向性がある。3つめの方向性は、監査委員制度の担い手が議会や長とも監査のあり方について対話しながら、有効性の観点からの監査を含めた内部監査や外部監査を充実させていく方向性である。自治体での監査制度の役割について、積極的に住民に周知し、住民の理解を得ながら、あるべき監査制度を自治体ごとに考えていくことも求められているのではないだろうか。

- 江藤俊昭(2023)「今改めて考える議選監査委員の意義と使命(終)」『地方財務』2023年12月号
- 金井利之(2020)『行政学概説』放送大学教育振興会
- 金井利之(2002)「会計検査院と政策評価」日本行政学会編『行政の評価と改革』ぎょうせい
- 北山俊哉(2023)「公共政策学から見た会計検査の観点」『会計検査研究』第68号
- 経済調査会(2025)『会計検査院ガイドブック2025年版』
- 公会計研究協会編(2014)『会計検査院法の解説』全国会計職員協会
- 小西砂千夫(2019)『自治体財政健全化法のしくみと運営』学陽書房
- 重松博之・山浦久司(2015)『会計検査制度－会計検査院の役割と仕組み』中央経済社
- 新藤宗幸(2001)『講義現代日本の行政』東京大学出版会
- 田辺国昭(1993)「組織間関係としての会計検査」『会計検査研究』第8号
- 土屋耕平(2022)「地方自治法における内部統制制度について－努力義務とされる市町村の対応をめぐって－」『中央学院大学法学論叢』36巻1号
- 林晴信(2023)「今改めて考える議選監査委員の意義と使命(8)－西脇市の議選監査委員」『地方財務』2023年8月号
- 馬場伸一(2021)『自治体監査の12か月』学陽書房
- 廣田達人(2013)「監査主体の法制史と課題」『地方自治』第790号
- 藤井秀樹(2019)「公会計監査における3E検査の意義と可能性－会計検査院法改正から20年に寄せて－」『会計検査研究』第60号
- 真島真一(2014)「日本の公監査制度(1)－会計検査院制度と監査委員制度」『会計と監査』2014年2月号
- 松本英昭(2019)『要説 地方自治法 第十次改訂版』ぎょうせい
- 松本英昭(2017)『逐条地方自治法 第9次改訂版』学陽書房
- 真淵勝(2020)『行政学 新版』有斐閣
- 山浦久司編(2021)『地方公共団体の公会計制度改革』税務経理協会
- 寄本勝美(1995)「監査・監察と評価基準」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学第6巻 市民と行政』有斐閣
- ピーター・H・ロッシ、マーク・W・リップセイ、ハワード・E・フリーマン(2005)『プログラム評価の理論と方法』(大島巖・平岡公一・森俊夫・元永拓郎監訳)日本評論社
- 渡邊康之(2020～2023)「地方公共団体の監査制度について(一)～(九)」『地方自治』874号、877号、879号、886号、890号、891号、896号、900号

9) 「議員NAVI」(第一法規)を参照。「内部統制・監査制度等の改革と住民自治」をテーマに行われた自治体学会議員研究ネットワーク2018研究フォーラムでの廣瀬克哉の発言。

Audit System Based on the Local Autonomy Act in Japan: From the Perspectives of Local Autonomy, Public Administration, and Policy Studies

Kohei Tsuchiya

Professor, Faculty of Law, Chuo Gakuin University

Director, Institute of Social System, Chuo Gakuin University

Abstract

This paper aims to analyze the audit system of local governments from the perspectives of local autonomy, public administration, and policy studies, while reviewing prior research. This is because there is a certain body of accumulated knowledge on the audit system based on the Local Autonomy Act within local autonomy studies and public administration. First, we will review the historical background and provide an overview of the audit committee members of the local government. We will discuss the role of the audit standards introduced by the 2017 amendment to the Local Autonomy Act, the positioning of each standard within the 3E audit framework, and examine the implications for the local government audit system regarding the relationship between the Board of Audit of Japan and the Cabinet of Japan. Elected audit committee members were also subject to the 2017 Local Autonomy Act revision, granting local governments the option not to appoint them. This paper will organize arguments favoring the active appointment of elected audit committee members to clarify their significance.